

# 国宝彦根城 アプリケーション制作 審査会実施要項

## 1 目的

一般社団法人近江ツーリズムボードは、令和元年度に観光庁の多言語解説整備支援事業で、外国人にわかりやすい解説文を作成した。今年度は解説文をいかし、動画コンテンツを活用したアプリケーション（以下「アプリ」という）の制作事業を実施する。アプリ上で、解説文を閲覧できるように、外国人観光客はもちろん誰が見ても楽しく理解することができ、彦根城への興味関心と、その歴史的価値への認識が高まる動画を作成する。その事業にあたり、当社、有限会社パスト・プレゼント・フューチャー（以下、「PPF」という。）が一括し事業の委託を受けた。一方で、アプリ内での最先端技術の活用、満足度調査も組み込む等、アプリ制作業務に関して、精通している会社へ再委託をする必要がある。そのため委託事業者を決定する、審査会を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

国宝彦根城 アプリケーション制作業務

### (2) 業務の内容

別添「国宝彦根城 アプリケーション制作業務委託仕様書」のとおり

### (3) 事業の内容

別添「国宝彦根城 アプリケーション制作業務委託仕様書」のとおり

### (4) 契約の期間

契約日から令和3年3月31日まで

### (5) 委託料上限額（消費税および地方消費税を含む）

金 6,500,000 円

## 3 参加資格

この審査会に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各項の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税および地方税を完納していること。
- (3) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) 提案書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (5) 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
  - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により彦根市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者
  - (ウ) 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有

している事業者

- (エ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
- (オ) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- (カ) 宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

#### 4 参加申込

令和 2 年 7 月 8 日 (水) 17 時までに参加申込書を提出すること  
提出先：5 の提出先まで

#### 5 提出先

〒522-0063 彦根市中央町 3-8 彦根商工会議所 3 階  
一般社団法人 近江ツーリズムボード事務局 担当：小島  
TEL/FAX：0749-22-5580  
E mail info@oh-mi.org

#### 6 応募方法

参加を希望する事業者は、提出書類（企画提案書、経費見積書）を作成し、期日までに提出すること。

提出期限：令和 2 年 7 月 10 日 (金) 17 時まで

提出方法：データをメールにて送ること

併せて原本を持参（平日 9 時から 17 時まで）または郵送（当日消印有効）すること

提出先：5 の提出先まで

#### 7 審査および選定

##### (1) 審査

(ア) 選定に係る審査は、有限会社 パスト・プレゼント・フューチャー 代表取締役 グレン 栗巢を含む審査委員により組織された審査委員会が行うものとする。

(イ) 時間構成は 1 社 25 分程度とする。（内容説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度）とする。

(ウ) 審査は、(2) に定められた審査基準について、書類、プレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングで実施し、最高得点者を委託候補者として選定する。なお、審査は zoom を使用し実施する。

(エ) 選定結果については、参加者全員に書面により通知する。

(オ) 委託候補者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を委託候補者として繰り上げる。

(カ) プレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングの開始時間および会場については、後日、審査対象事業者に連絡する。

## (2) 審査基準

以下の基準に基づき、審査を行うものとする。

評価項目	着 眼 点	評価点
1.企画力	彦根城への興味関心を高める内容かつ彦根城の歴史的価値を十分理解することができるアプリの仕様になっているか	20点
2.手法	最新の技術を活かし、国内外の利用者にとってわかりやすく、使いやすいものになっているか	20点
3.独自性	提案社の強みをいかした独自性がある提案となっているか	20点
4.目的理解度	事業趣旨を理解した提案になっているか	15点
5.実現度	実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか	10点
6.実施体制	スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものとなっているか。また、スタッフの役割分担は明確か	10点
7.経済性	見積価格は適正であるか	5点

## (3) 契約

PPF と委託候補者とは国宝彦根城 アプリ制作業務委託契約を締結する。

## (4) 選定の取消し

委託候補者の決定後契約を締結するまでの間に次の事由が判明した場合は、その決定を取り消すことがある。

- ・提案者の資格が条件を満たさなくなった場合
- ・提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合

## (5) 提案に当たっての留意事項

- ・提案する事業者は、提出書類に関して PPF から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・提案する事業者は、企画提案に当たり、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

## (6) 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (ア) 参加資格を満たさない事業者が行った提案
- (イ) 提案書類が指定した提出期限までに指定した場所に到達しない提案
- (ウ) 提案書類の記載内容に虚偽がある提案
- (エ) 提出すべき必要書類が欠落している提案
- (オ) 契約上限金額を超える金額での提案
- (カ) その他仕様書等において示した条件等に違反した提案

## (7) その他

- (ア) 提案する事業者がいない場合または審査の過程で請負事業者として適切な者がいないと審査委員会が判断した場合には、PPF は、審査会を取りやめることがある。

(4) 提案する事業者が不適切な行動をとった場合およびその疑いが生じた場合において、公正に企画提案を執行できない、またはそのおそれがあると PPF が判断したときは、PPF は当該事業者を企画提案に参加させず、またはプロポーザルを取りやめることがある。

(8) 審査会の日程

令和 2 年 7 月 16 日（木）予定

※委託候補者への結果通知は令和 2 年 7 月 17 日（金）を予定している

## 8 その他留意事項

- (1) 資格要件およびプロポーザル提出作品の仕様を満たしていないと認められる場合は、失格となる場合がある。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (3) 企画提案書等の作成に生じる経費および参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (8) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。